

条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台

○ 条例の名称及び構成

【条例の名称】

三重県木材の利用の促進に関する条例（仮称）

【条例の構成】

前文（3頁）

第1 目的（6頁）

第2 定義（8頁）

第3 基本理念（10頁）

＜理念の実現を担保するための規定＞

第12 公共建築物等木材利用方針（25頁）

第13 体制の整備（29頁）

第14 財政上の措置（32頁）

＜責務・役割規定＞

第4 県の責務（13頁）

第5 市町の役割（16頁）

第6 市町に対する支援（16頁）

第7 林業事業者の役割（18頁）

第8 木材産業事業者の役割（20頁）

第9 建築関係事業者の役割（21頁）

第10 教育関係者等の役割（22頁）

第11 県民等の役割（24頁）

【趣旨・考え方】

- ・ 条例の名称を考える前提として、条例の対象については、第7回検討会で、

「三重県の区域にある森林から生産された木材」（＝「三重の森林づくり条例」における「県産材」）の利用促進にプライオリティを置きつつ、多くの県外産木材が県内で加工、販売等がされている実態や、木材自体を使用することによる効用が大きいこと等を踏まえ、「三重県内で加工された木材」又は「木材」も本条例における利用促進の対象に加えてはどうか。

と整理されたが、1) 「木を使うこと自体の効用の発揮による豊かな県民生活の実現」といったことを目的等に盛り込むのであれば、対象を「木材」全体とするのが整合的であること、2) 「県産材」自体の定義は「三重の森林づくり条例」の定義のままで、利用促進の対象として「三重県内で加工された木材」を加えつつ、かつ、「県産材」にプライオリティを置いた施策を実施することは、県民に混乱を招くおそれや、実務的困難性（どのように「県産材」と「三重県内で加工された木材」を区別してPR等の施策を実施するか等）などの点で懸念があること、3) 県産材以外の三重県内で加工された木材の利用は、三重の森林の有する多面的機能の持続的な発揮等にはつながらないことといった点から、条例の対象としては「木材」全体としつつ、「県産材」にプライオリティを置く規定を設けるというのが適当ではな

いかと考えている¹。

- ・ 条例の名称については、「木材」全体を対象とした法律である「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を参考として、仮に「三重県木材の利用の促進に関する条例」としている。
- ・ 今回の条例の制定に当たっての委員の思いを盛り込むため、前文を設けることとしている。
- ・ 責務・役割規定については、県については相対的により重い責任を課すという意味で「責務」規定を設け（詳細は、13 頁参照）、他の主体については「役割」規定を設けることとしている。
- ・ 関係事業者の役割については、それぞれの主体において木材利用促進において求められる役割は異なると考えられるので、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者で役割を書き分けることとしている。
- ・ 「木育」を推進すべき、公共建築物の中でも学校施設や保育施設での木材利用を重視すべきといった委員意見等が多くみられることから、他県の条例に例はないが、「教育関係者等の役割」規定を設けることとしている（詳細は、22 頁参照）。
- ・ 今回の条例は「川下」や「川中」に主眼を置く条例であることから、「川上」に関する「森林所有者」や「森林組合」の役割規定は設けないこととしている²。
- ・ 理念の実現を担保するための手段については、理念中心型条例とする場合であっても必要との意見が大勢を占めていると思われるので、個別の委員意見も踏まえ、1) 計画・指針の策定³、2) 体制の整備、3) 施策の実施状況の公表⁴、4) 財政上の措置という考えられる手段を全て盛り込むこととしている。

【検討事項】

- ・ 条例の対象は、「木材」全体でよいか。あるいは、「三重県内で生産され、又は加工された木材」に限定するか。
- ・ (現時点で決める必要はないが) 条例の名称をどうするか⁵。
- ・ 責務・役割規定について、たたき台で挙げた主体を対象にすることでよいか。「川上」に関する主体（森林所有者や森林組合）の役割規定はなくてよいか。
- ・ 理念の実現を担保するための手段については、たたき台で挙げたもの全てを規定することでよいか。
- ・ 具体的施策に関する条文を別途設けるか。(今後の検討会で別途検討)

1 なお、東紀州地域における近隣県産材などについては、条例にウッドマイレージの考え方を取り入れて、「県産材」と重なり合う形で、「隣接県を含む近接した地域産の木材」にプライオリティを置く規定を置くことも可能である（10 頁参照）。

2 一方で、林業事業者については、木材の安定供給に果たす役割や、「川中」及び「川下」の主体との連携の重要性を踏まえ、役割規定を設けることとしている。なお、森林所有者や森林組合は、「林業事業者」に含まれる余地もあると考えられる。

3 委員意見を踏まえ、「みえ公共建築物等木材利用方針」を、策定義務を課す計画・指針として条例に位置付けることとしている。（詳細は、25 頁参照）

4 ただし、独立した「施策の実施状況の公表」の規定を設けるのではなく、「公共建築物等木材利用方針」の規定の中に「施策の実施状況の公表」を盛り込んでいる。

5 例えば、端的に「三重県木材利用促進条例」のような名称にすることや、県産材利用促進の優先を示すために「三重県県産材をはじめとする木材の利用の促進に関する条例」とすること、より県民に親しまれるような名称（「三重の「木づかい」促進条例」など）とすることも可能である。また、「促進」をより主体的な「推進」とすることも考えられる（ただし、あまり例はない）。

○ 各条文のたたき台

前文

- ・三重県は県土の約3分の2を森林が占め、優良な木材の産地として発展してきており、県民は古くからその潤沢な森林資源の恵みを受けて、豊かな木の文化を育んできた。
- ・人に優しく、環境への負荷が少ない資源である木材の利用は、快適で豊かな県民生活の実現に寄与するとともに、県土及び海洋を含めた自然環境の保全、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながり、また、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化にも資するものである。
- ・また、木材の利用の促進は、持続可能な森林経営等につながることで、SDGsの達成への貢献も期待される。
- ・しかしながら、近年、人々の生活様式の変化等により、住宅をはじめとする様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用され、木材の利用は減少の一途をたどっており、三重県における木の文化を取り巻く状況も厳しさを増している。
- ・一方で、木材の利用に係る技術の開発及び新用途への活用が進むとともに、木材が心身にもたらす好ましい効果についての研究成果が明らかにされてきているなど、木材の利用の促進に向けた気運の高まりもみられる。
- ・このような中、我々は、木材の利用の意義及び重要性を改めて認識し、県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも、県、市町等が整備する公共建築物における木材の利用とともに、日常生活及び事業活動における木材の利用に積極的に取り組んでいく必要がある。そして、木を身近に感じることで暮らしを取り戻し、再び三重県において木の文化を築いていかなければならない。
- ・ここに、我々は、県民が快適で豊かな生活を営むことができるようにするとともに、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させ、また、林業及び木材産業の健全な発展により地域経済を活性化させるため、県を挙げて木材の利用の促進を図り、木材を優先して利用する社会、いわゆる「ウッドファースト社会」を実現することを決意し、この条例を制定する。

【趣旨・考え方】

- ・条例の制定の趣旨、理念を強調して宣明するため、前文を設けることとし、これまでの検討会で表明された条例の制定に当たっての各委員の思いをできる限り反映するようにしている。
- ・1段落目は、三重県において木の文化が育まれてきたことを述べている。
- ・2段落目は、木材の利用の意義として、1) 快適で豊かな県民生活の実現、2) 森林の有する多面的機能⁶の持続的な発揮、3) 林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化につながることを挙げている。

⁶ なお、森林の有する多面的機能の具体例としては、特に委員意見の多かった1) (防災への寄与を含めた) 県土の保全、2) 海洋を含めた自然環境の保全、3) 地球温暖化の防止を挙げている。

- ・ 3段落目は、木材の利用の促進はSDGs⁷の達成への貢献も期待されることに言及している。
- ・ 4段落目は、近年の木材の利用を取り巻く深刻な状況変化について述べている。
- ・ 5段落目は、木材の利用を取り巻く深刻な状況の一方で、木材の利用の促進に向けた気運の高まりもみられることに言及している。
- ・ 6段落目は、これまでの段落で示した内容を受けて、木材の利用の促進に向けた心構えを述べている。
- ・ 7段落目は、前文全体の結びとして、「ウッドファースト社会」を目指すことなど、条例の制定に当たっての決意を示している。

【検討事項】

- ・ 前文に盛り込む要素は、たたき台で示したものでよいか。削るべきもの、付け加えるものはないか。
- ・ より三重県らしさを盛り込むために、三重県における木の文化などについて、伊勢神宮の式年遷宮⁸など具体的事例を盛り込む必要はないか。また、尾鷲ヒノキなどの具体的な木材のブランドについて言及する必要はないか。
- ・ 木材の利用の意義は、たたき台のような順番で記載することでよいか（目的での順番にも関連する（6頁参照））。

（参考）

○ 秋田県木材利用促進条例

秋田杉をはじめとする豊かな森林資源に恵まれた本県においては、木材は建築物のみならず、家庭用品や家具、薪炭など生活の多くの場で使われ、曲げわっぱや桶樽などの伝統的工芸品の製造も盛んであり、林業及び木材産業が地域の基盤産業として、本県の経済を支える重要な役割を果たしてきた。

また、木材の利用は、森林の適切な整備を促し、それにより県土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止など様々な恩恵を私たちにもたらしてきた。

しかしながら、近年においては、様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用されるようになり、林業及び木材産業は厳しい状況におかれている。

こうした中で、私たちは、木材を利用することの重要性に関する認識を改めて共有し、林業及び木材産業の振興を図るため、県及び市町村で進めている公共建築物等の木造化及び木質化とともに、日常生活や事業活動における木材の利用の推進に県全体で取り組んでいく必要がある。

ここに、木材の利用の促進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これに必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

⁷ なお、実際に条例で「SDGs」を表記する場合は、正確に「2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表記することが適当と考えられる（食品ロスの削減の推進に関する法律 参照）が、通称として「SDGs」を併せて表記することも可能であると考えられる。

⁸ なお、伊勢神宮の式年遷宮は、宗教的要素が強いとも思われるので、条例に記載することには十分な検討が必要と考えられる。（参考までに、「みえの観光振興に関する条例」の前文では「お伊勢参り」について記載している。）

○ みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例

わたしたちは古来、木材を建築物や生活用品等様々な用途に利用し、木の文化を育んできた。

また、木材を生み出す林業や木材産業は、地域経済を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、様々な分野で木材に代わる素材や製品が利用されるようになり、身近に木を感じるものが少なくなってきた。

こうした状況において、本県では、昭和四十年代後半から本格的に植林を進めてきた人工林が利用可能な時期を迎えており、この資源を有効に活用していくためにも、ふくいの木の利用を促進することが必要不可欠となっている。

ここに、ふくいの木を利用することの意義をわたしたち一人一人が改めて認識し、わたしたちの日々の暮らしの中に木材を取り戻し、ふくいの木 of 積極的な利用を促進するため、この条例を制定する。

○ 岡山県県産材利用促進条例

木材は、快適で健康的な空間を提供するとともに、環境への負荷の少ない再生可能な循環型資源である。

また、木材を供給する森林は、木材の生産、水源の涵かん養、洪水及び土砂崩れの防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の様々な機能を有し、快適な生活環境の創造に欠くことができない重要な役割を担っている。

しかし、木材価格が長期的に低迷する中、森林所有者の経営意欲は低下し、森林が適正に整備されず、木材の安定供給への影響及び森林の有する公益的機能の低下が懸念されている。

一方、県内のヒノキ等の人工林は、本格的な利用期を迎えているものが多く、建築、土木、家具、建具その他従来からの用途に加え、新たな用途開発及び販路拡大への取組も進んでいる。

こうした中、豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現に向けて、今後とも、森林との関わりを深めながら、森林から多くの恵みを受取るとともに、県民の貴重な財産である県内の森林をより良い姿で次の世代に引き継ぐためには、公共施設の木造化及び木質化はもとより、県産材を積極的に利用していく必要がある。

ここに、県産材の利用の促進についての基本理念を明らかにし、もって県産材の利用の促進に必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第1 目的

この条例は、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材の利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民等の参加の下、木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって快適で豊かな県民生活の実現に寄与するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資することを目的とする。

【趣旨・考え方】

- ・ 条例の規定内容を簡潔に要約した上で、条例の直接的な目的として、木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを挙げ、条例の究極的な目的として、1) 快適で豊かな県民生活の実現、2) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮、3) 林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化を挙げている。
- ・ 究極的な目的の順番については、相対的に直接的な目的である「快適で豊かな県民生活の実現」を「寄与する」でつなぎ、相対的に間接的な目的である「森林の有する多面的機能の持続的な発揮」と「林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化」を1つのグループとして「資する」で結んだ上で、これまでの委員意見等でより重視すべきとの考えが多いと思われる「森林の有する多面的機能の持続的な発揮」を先に持ってきている。
- ・ 現時点では、具体的施策に関する条文を設けるかは未確定であるが、理念中心型条例に分類される他県の条例においても、計画の策定等の理念を実現するための手段に関する規定をもって「施策の基本的な事項」と表記している例が多いので、それに倣っている。
- ・ 木材の利用の促進を広く県民や事業者に訴えかけるような条例にしたいといった委員意見を踏まえ、条例に基づく取組が県民や事業者を広くまきこんだものとなるよう、「岩手県県産木材等利用促進条例」を参考に、「県民等の参加の下」という表現を用いている。

【検討事項】

- ・ 条例の究極的な目的は、たたき台で示した3点でよいか。また、それらの順番はこのとおりでよいか。

(参考)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(目的)

第1条 この条例は、県産木材等の利用の促進に関し、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県の責務等を明らかにするとともに、県民参加の下、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による本県の経済の活性化並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

○ **林業県ぐんま県産木材利用促進条例**

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築等関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、併せて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

○ **山梨県県産木材利用促進条例**

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

第2 定義

- (1) 木材の利用 建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産材をはじめとする木材を使用すること（県産材をはじめとする木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。
- (2) 県産材 三重の森林づくり条例第2条第3号に規定する県産材をいう。

※ このほか、「森林の有する多面的機能」、「公共建築物」、「林業事業者」、「木材産業事業者」、「建築関係事業者」、「教育関係者等」、「県民等」などの定義規定を設けることが想定される。

【趣旨・考え方】

- ・ 条例の対象を「木材」全体とする場合、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」と整合をとるため、同法と同様の「木材の利用」についての定義を設けることとしている。ただし、木材の中でも県産材の利用を優先するということを表現するため、同法では「国内で生産された木材その他の木材」と表記されている部分を、「県産材をはじめとする木材」と変更するなどしている⁹¹⁰。
- ・ 「県産材」の定義については、「三重の森林づくり条例」における定義を尊重すべきという委員意見が多くみられたことを踏まえ、「三重の森林づくり条例」の規定を引用することとしている。
- ・ このほかの用語の定義については、他県の条例等を参考に、今後実務的に詰めていくこととしたい。

【検討事項】

- ・ 条例の対象を「木材」全体とする場合、「木材の利用」、「県産材」の定義規定はたたき台のとおりでよいか。特に、「木材の利用」の定義における県産材のプライオリティの示し方はこのような形でよいか。
- ・ 条例の対象を「県産材」＋「県内で加工された木材」とする場合には、別途、その対象を指し示す用語の定義が必要となるが、どのような用語とし、どのような定義とするか¹¹。
- ・ 木材のバイオマスエネルギー利用に伴う弊害等を踏まえ、「木材の利用」の要素として、「エネルギー源としての使用」を入れるか。

⁹ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」では、WTO協定の「内外無差別の原則」との整合を図るために外材も含めた木材全体を対象としている一方で、「国内で生産された木材」を例示として明記することで国産材の利用拡大の重要性を示しているとされている。今回の条例のたたき台でも、同様の考え方をとりつつ、県産材が木材の中でもより促進すべき重要なものであることを表現するため、例示の表現として「その他の」よりも強制的な「をはじめとする」を用いることとしている。

¹⁰ なお、後の条文において、「木材の利用」ではなく、「木材」が単独で使用される場合にも、原則として「県産材をはじめとする」という修飾語を付すことで、県産材を優先することを強調することとしている。

¹¹ 例えば、「県産材等」という用語をとり、「県産材及び三重県の区域以外の区域から生産された木材であって三重県の区域で加工されたもの」と定義することなどが考えられる。

- ・たたき台で示したものの以外に、定義規定を設けるべき重要な用語はあるか。

(参考)

○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

(定義)

第2条 (略)

2 この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

3 (略)

○ 三重の森林づくり条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 県産材 三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

第3 基本理念

木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 木材の利用を積極的に行うことが快適で豊かな県民生活の実現につながることに鑑み、そのような県民生活の実現に資するよう木材の優れた特性を生かすとともに、県民等の意識の高揚及び自発的な取組を促進するよう行われること。
- (2) 県産材の利用の拡大が三重の森林を守り、又は育てることに資することに鑑み、三重の森林づくり条例と相まって、県産材の利用を優先的に促進するとともに、森林資源の循環利用を図ることにより、本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。
- (3) 木材は、再生可能で、かつ、二酸化炭素を貯蔵する機能を有する資源であるとともに、その生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されることに鑑み、消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された木材の利用を優先的に促進すること等により、環境への負荷の低減に寄与するよう行われること。
- (4) 林業及び木材産業の健全な発展が地域経済の活性化につながることに鑑み、県産材をはじめとする木材の経済的価値の向上が図られるよう行われること。
- (5) 県、市町、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等及び県民等が相互に連携し、及び協力して効果的に行われること。

【趣旨・考え方】

- ・基本理念については、前文や目的規定とも整合を取る形で、木材の利用の促進に当たって拠り所となる考え方を規定することとしている。
- ・(1)として、快適で豊かな県民生活の実現の観点から、「木材の優れた特性を生かすとともに、県民等の意識の高揚及び自発的な取組を促進するよう行われること」を規定することとしている。
- ・(2)として、「森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること」を規定することとしている。この中で、三重のもりづくりに資するようにするという観点から、「三重の森林づくり条例」第16条の趣旨を述べつつ、「三重の森林づくり条例と相まって」という表現を用い、「三重の森林づくり条例」と相乗的に森林の多面的機能が持続的に発揮されるように木材の中でも県産材の利用の促進が行われるべきことを示して「三重の森林づくり条例」とのリンクを設けている。また、「県産材の利用を優先的に促進する」旨を明記し、県産材の利用促進にプライオリティを置くことを示している。
- ・(3)として、「環境への負荷の低減に寄与するよう行われること」を規定することとしている。この中で、これまでの検討会で委員からの指摘もあったウッドマイレージの考え方¹²を述べ、「消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された木材の利用を優先的に促進すること」を例示として明記することで、県産材の利用促進のプライオリティと重なり合う形で、近隣県で生産された木材も含めたでき

¹² ウッドマイレージの考え方の表現については、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第32条の表現を参考とした。

る限り近接した地域産の木材の利用促進にプライオリティを置くことを表現している¹³。

- ・(4)として、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化の観点から、「県産材をはじめとする木材の経済的価値の向上が図られるよう行われること」を規定することとしている。
- ・(5)として、関係者からの意見聴取や委員意見を踏まえ、秋田県木材利用促進条例を参考に、各主体の連携協力が重要という観点からの基本理念を規定することとしている。

【検討事項】

- ・基本理念として規定するのは、たたき台で示した5点でよいか。削るべきもの、付け加えるものはないか。
- ・「三重の森林づくり条例」とのリンクは、基本理念において、(2)のような形で設けることでよいか。
- ・県産材の利用促進についてのプライオリティは、基本理念において、(2)のような形で示すこととしてよいか。
- ・ウッドマイレージの考え方に基づく近隣地域産の木材の利用促進のプライオリティを、(3)のような形で示すこととしてよいか。

(参考)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(基本理念)

第3条 県産木材等の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。
- (2) 木材が二酸化炭素の貯蔵機能を有し、再使用、再利用又は再生産が可能な環境への負荷の少ない資源であることに鑑み、県民の快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資するよう行われること。
- (3) 林業及び木材産業の健全な発展が本県の経済の活性化につながることに鑑み、県産木材等の経済的価値の向上が図られるよう行われること。
- (4) 県民一人一人が森林と人のかかわりについて主体的に考え、積極的に県産木材等を利用することが県民の豊かな暮らしの実現につながることに鑑み、県民の意識の高揚と自発的な取組を促進するよう行われること。

¹³ 例えば、熊野地域においては、県産材とともに、隣接する奈良県や和歌山県で生産された木材も優先的に利用促進を図るべきということが含意されると考えられる。

○ 山梨県県産木材利用促進条例

(基本理念)

第3条 県産木材の利用の促進は、林業及び木材産業の健全な発展が本県の経済の活性化に資することに鑑み、その経済的価値の向上が図られることを旨として行われなければならない。

2 県産木材の利用の促進は、植林、育林、伐採及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることを旨として行われなければならない。

3 県産木材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成及び県民に癒しをもたらす生活環境の創造に資することを旨として行われなければならない。

<基本理念で「相まって」を使用している例>

○ 奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例

(基本理念)

第3条 県産材の安定供給及び利用の促進は、持続可能な森林経営により、森林が次世代に引き継がれることに鑑み、長期的な展望に立ち、県、市町村、森林所有者、林業事業者、森林組合、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例（令和2年3月奈良県条例第55号）と相まって、将来にわたり持続的に推進されなければならない。

<ウッドマイレージの考え方の表現の参考になる立法例>

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(環境への負荷の低減への寄与)

第32条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

<各主体の連携協力に係る基本理念の例>

○ 秋田県木材利用促進条例

(基本理念)

第3条 木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 (略)

二 県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民その他の木材の利用に関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。

三 (略)

第4 県の責務

- ① 県は、基本理念にのっとり、木材の利用に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 県は、施策の策定及び実施に当たっては、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等及び県民等との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- ③ 県は、その整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努めなければならない。
- ④ 県は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ⑤ 県は、教育、普及啓発等を通じて、木材の利用の促進に関する県民等の理解を深めるとともに、その実施に関する県民等の協力を求めるよう努めなければならない。

【趣旨・考え方】

- ・ 県については他の主体より相対的により重い責任を課すという意味で「責務」規定を設けることとし、他県の条例でも多く規定されている「施策の総合的かつ計画的な策定・実施」及び「関係主体との協働・連携」のほか、他県の条例では具体的施策として県の責務とは別に規定されていることが多いが、これまでの検討会において各委員から重視すべきという意見が多くみられた「県の整備する公共建築物における率先利用」、「研究開発や人材育成」、「教育や普及啓発」についても、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」における「国の責務」規定を参考にして、「県の責務」として規定することとした。
- ・ ③～⑤については、具体的施策に踏み込む内容であるため、知事等の執行機関の自主性を尊重するという観点から、努力義務にとどめている。

【検討事項】

- ・ 県の責務として規定するのは、たたき台で示した5点でよいか。削るべきもの、付け加えるものはないか¹⁴。
- ・ 「県の整備する公共建築物における率先利用」を規定する場合、たたき台の③のような表現でよいか。「徳島県県産材利用促進条例」などのように、「県が整備する公共建築物の原則木造化」を規定することも考えられる。
- ・ 「研究開発や人材育成」を規定する場合、たたき台の④のような表現でよいか。特に、「人材育成」については、関係者からの意見聴取や委員意見の中で「「川下」の人材育成が重要」という趣旨の意見が多くみられたことから、「栃木県県産木材利用促進条例」などのように、設計者等の育成について重点的に規定することも考えられる。
- ・ 「教育や普及啓発」を規定する場合、たたき台の⑤のような表現でよいか。特に、関係者からの意見聴取や委員意見の中で「木育や木の文化の浸透が重要」という趣

¹⁴ 例えば、「岩手県県産木材等利用促進条例」のように、「国に対する政策提言を積極的に行う」と言った責務を加えることが考えられる。

旨の意見が多くみられたことから、「岩手県県産木材等利用促進条例」などのように、木育的な要素や木の文化を学ぶ機会の確保等について重点的に規定することも考えられる。

- ・③～⑤について、努力義務でよいか。それとも、「ものとする。」といった形で義務の度合いを高める表現とするか。

(参考)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材等の利用に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者及び県民との協働に努めるとともに、国、市町村、大学等と連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、国に対して、林業及び木材産業の振興に関する施策の提言を積極的に行うものとする。

○ 茨城県県産木材利用促進条例

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

(国の責務)

第3条 (略)

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の前条第一項第一号に掲げる建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3～5 (略)

6 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

<「県が整備する公共建築物における率先利用」の規定例>

○ 新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例

(県の率先利用)

第14条 県は、県産木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する建築物等における県産木材の利用に努めなければならない。

<「県が整備する公共建築物の原則木造化」の規定例>

○ 徳島県県産材利用促進条例

(県の建築物等における県産材の利用等)

第13条 県は、自ら行う建築物の整備に当たっては、利用指針で定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとする。

2 県は、県民等による県産材の利用を促すため、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して県産材及び県産材を利用した製品の利用に努めるものとする。

<「設計者等の育成」の規定例>

○ 栃木県県産木材利用促進条例

(設計者等の育成及び確保)

第16条 県は、県産木材を使用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

<「木育的な要素や木の文化を学ぶ機会の確保等」の規定例>

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(普及啓発)

第16条 県は、県民が木に親しみ、ふれあい、並びに木材を利用する意義及び木の文化を学ぶ機会の確保、県産木材等に関する情報の発信その他の県産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、児童又は生徒が、森林、林業及び県産木材等についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第5 市町の役割

- ① 市町は、基本理念にのっとり、県、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等及び県民等と連携し、木材の利用の促進に関する施策の策定及び実施に努めるものとする。
- ② 市町は、その整備する公共建築物において、木材の利用に積極的に努めるものとする。

第6 市町に対する支援

県は、市町が実施する木材の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨・考え方】

- ・「三重の森林づくり条例」では市町についての責務・役割等の規定は設けられていないが、公共建築物等における木材利用促進についての役割が大きいことなどから今回の条例ではなんらかの規定を設けるべきという委員意見を踏まえ、「市町の役割」規定を置くこととしている。
- ・その中で、特に公共建築物における木材利用について委員の関心が高いように見受けられることから、「市町が整備する公共建築物での積極的な木材の利用について特出しして規定」している。
- ・また、市町が木材の利用の促進に関する施策を実施するに当たり、「広域自治体である県が積極的にサポートすべき」という観点から、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」を参考に、「併せて「市町に対する支援」の規定も設けることとしている。
- ・県と市町とは対等な関係にあることを考慮し、「市町に対する支援」又は「市町に対する協力」というような市町の主体性を尊重する形での規定のみを設けるということも考えられるが、現時点でのたたき台では、市町の公共建築物等における木材利用促進についての役割が大きいことに鑑み、役割規定を置くこととしている^{15 16}。

【検討事項】

- ・県と市町とは対等な関係にあることと、市町が木材利用促進に果たす役割の重要性を併せて考慮した上で、「市町の役割」規定を置くべきか。それとも、「市町に対する支援」規定、あるいは「市町との協働」のような規定のみを置くべきか。
- ・市町の整備する公共建築物での積極的な木材利用について規定するべきか。

¹⁵ なお、県産材利用促進に特化した条例を制定している18県のうち、全ての県の条例で市町村に関する規定があるが、「市町村の責務（役割）」としているものは、福井県、兵庫県の2県のみで、残りの16県は「市町村に対する支援」又は「市町村に対する協力」というような市町村の主体性を尊重する形での規定となっている。

¹⁶ 本県のこれまでの議員提出条例では、「子どもを虐待から守る条例」、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」のように「市町の責務（役割）」規定を設けているものと、「三重リサイクル製品利用推進条例」、「三重県手話言語条例」のように市町との協働や連携についての規定を設けているものに分かれている。

(参考)

○ みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例

(市町の役割)

第5条 市町は、県、関係事業者および県民等と協力しながら、自らふくいの木を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市町は、県民等によるふくいの木の利用が促進されるよう努めるものとする。

○ 兵庫県県産木材の利用促進に関する条例

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、県、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民と連携し、第12条第1項の指針を参酌して県産木材の利用促進等に関する施策の策定及び実施に努めるものとする。

(市町に対する支援)

第20条 県は、市町が実施する県産木材の利用促進等に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第7 林業事業者の役割

林業事業者は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な県産材の安定的な供給及び人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- ・ 今回の条例は、「川下」や「川中」に主眼を置く条例であることから、「川上」に係る主体の役割規定は設けないという考え方もあるが、林業事業者の木材の安定供給に果たす役割や、「川中」及び「川下」の主体との連携の重要性を踏まえ、「林業事業者の役割」規定を設けることとしている。
- ・ 一方で、他県の条例では、「林業事業者の役割」として、「県の施策への協力」のほか、「県産材の安定的な供給」や「人材の育成」に加えて、「森林の適切な整備及び保全」、「林業の振興」等を規定している例が多くみられるが、今回のたたき台では、「森林の整備及び保全」については「三重の森林づくり条例」において規定されていることも踏まえ、「県の施策への協力」のほか、「川下」に直結する「県産材の安定的な供給」と、関係者からの意見聴取や委員意見で重視する意見が多くみられた「人材の育成」について規定することとしている。
- ・ 「県産材の安定的な供給」については、関係者からの意見聴取等を踏まえ、単に安定的に供給すればよいというのではなく、「川中」や「川下」の需要に的確に対応すべきという観点から、「多様な需要に応じた良質な」という表現を加えている。

【検討事項】

- ・ 「林業事業者の役割」規定は設けるといふことでよいか。
- ・ 「林業事業者の役割」規定を設ける場合、たたき台のような内容でよいか。それとも、「森林の適切な整備及び保全」のような「川上」よりの内容も盛り込んだほうがよいか。
- ・ 「県産材の安定的な供給」について、たたき台のような表現を加えることでよいか。

(参考)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(林業事業者の役割)

第7条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、林業の振興、人材の育成並びに県産木材の安定供給に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○ 栃木県県産木材利用促進条例

(林業事業者の役割)

第6条 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、良質な県産木材の安定的な供給、森林資源の最大限の活用、人材の育成並びに林業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<「三重の森林づくり条例」における関係規定>

○ 三重の森林づくり条例

(事業者の責務)

第 10 条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 (略)

第8 木材産業事業者の役割

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた県産材をはじめとする木材の有効利用及び安定的な供給（県産材をはじめとする木材を使用した木製品の安定的な供給を含む。）の推進並びに新たな用途の開発、加工技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- ・「川中」の主体として木材の利用の促進に重要な役割を果たしていることを踏まえ、「木材産業事業者の役割」規定を設けることとしている。
- ・関係者からの意見聴取や委員意見を踏まえるとともに、他県の条例を参考にして、木材産業事業者の役割として、「県の施策への協力」のほか、「木材の有効利用及び安定的な供給（木製品の安定的な供給を含む）の推進」、「木材の新たな用途の開発」、「加工技術の継承及び一層の向上」及び「人材の育成」を規定することとしている。
- ・一方で、多くの他県の条例で盛り込まれている「木材産業の振興」については、抽象的であり、木材の利用の促進との関連度も必ずしも高いとはいえないと考えられるため、盛り込んでいない。
- ・「木材の有効活用及び安定的な供給の推進」及び「木材の新たな用途の開発」については、関係者からの意見聴取等を踏まえ、「川下」の需要に的確に対応すべきという観点から、「多様な需要に応じた」という表現を加えている。

【検討事項】

- ・「木材産業事業者の役割」規定の内容は、たたき台で挙げているものでよいか。「木材産業の振興」も盛り込むべきか。また、他に加えるべき内容はあるか。
- ・「木材の有効活用及び安定的な供給の推進」及び「木材の新たな用途の開発」について、たたき台のような表現を加えることでよいか。

（参考）

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

（木材産業事業者の役割）

第8条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び県産木材製品の安定供給の推進、人材の育成、県産木材等の新たな用途の開発その他の木材産業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○ 栃木県県産木材利用促進条例

（木材産業事業者の役割）

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の継承及び一層の向上、県産木材の新たな用途の開発、人材の育成並びに木材産業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第9 建築関係事業者の役割

建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材をはじめとする木材に係る知識の習得、県産材をはじめとする木材の活用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- ・「川上」及び「川中」とエンドユーザーをつなぐ「川下」の主体として木材の利用の促進に重要な役割を果たしていることを踏まえ、「建築関係事業者の役割」規定を設けることとしている。
- ・関係者からの意見聴取や委員意見を踏まえるとともに、他県の条例を参考にして、建築関係事業者の役割として、「県の施策への協力」のほか、「木材に係る知識の習得」、「木材の活用及び普及」、「木造建築技術の継承及び一層の向上」及び「人材の育成」を規定することとしている。
- ・なお、他県の条例では、「自らの事業活動を通じて」といった文言が付されている場合もあるが、「木材に係る知識の習得」や「人材育成」などは「自らの事業活動」とは別に取り組みられる場合もあると考えられるので、そのような文言は付さないこととしている。

【検討事項】

- ・「建築関係事業者の役割」規定の内容は、たたき台で挙げているものでよいか。他に加えるべき内容はあるか。
- ・「自らの事業活動を通じて」といった文言は付さないということによいか。

(参考)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(建築関係事業者の役割)

第9条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて県産木材等に係る知識の習得、県産木材製品の利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○ 栃木県県産木材利用促進条例

(建築関係事業者の役割)

第8条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得、県産木材の利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第10 教育関係者等の役割

教育関係者等は、基本理念にのっとり、木育の推進、そのための人材の育成及び他の者の行う木育の推進に関する活動への協力に積極的に努めるとともに、その関係する教育等に係る施設において、木材の利用に積極的に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- ・関係者からの意見聴取や委員意見において、「木育」を推進すべき、公共建築物の中でも学校施設や保育施設での木材利用を重視すべきといった意見が多くみられることから、他県の条例に例はないが、食育基本法の規定を参考に、「教育関係者等の役割」規定を設けることとし、「木育の推進、そのための人材の育成、他の者の行う木育推進活動への協力」及び「その関係する教育等に関する施設における積極的な木材の利用」を規定することとしている。
- ・対象とする「教育関係者等」としては、教育に関する関係者・関係機関に加えて、子どもの学習に直接的に関わる保育に関する関係者・関係機関を含めることとしている。
- ・単に木材の利用の促進に関する教育などとするより訴求力があると考えられるため、「木育」という用語を使用することとしている。「木育」については、「木材の利用の意義及び重要性について理解を深めるための教育及び学習その他の木材の利用の促進に関する教育及び学習」というような定義を設けることを想定している¹⁷。
- ・「その関係する教育等に係る施設における積極的な木材の利用」については、教育委員会等の学校・保育所の設置者がそれらの整備に当たって木造・木質化を図るよう促すとともに、教育や保育において木材を利用した教材を使用することを促すことを意図している。

【検討事項】

- ・「教育関係者等の役割」規定を設けることでよいか。
- ・「教育関係者等の役割」規定の内容は、たたき台で挙げているものでよいか。他に加えるべき内容はあるか。
- ・「木育」という用語を使用することでよいか。その場合、「木育」を定義は、どのようなものとするか。
- ・関係者からの意見聴取において、設計者や施工者が県産材をはじめとする木材の取扱いや木造建築技術について学ぶ場が建築関係の大学や高校を含めてあまりないという現状が明らかになったことに鑑み、建築関係の教育関係機関における県産材をはじめとする木材の取扱いや木造建築技術について学ぶ機会の提供の努力義務を設けることも考えられるが、どうするか。ただし、対象とする教育関係機関の範囲の設定や努力義務内容の実効性等の点で十分な検討が必要であると考えられる。

¹⁷ 「木育」については、例えば、「徳島県県産材利用促進条例」では「県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動」と、「香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」では「人と森林の関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むこと」と定義されている。

(参考)

○ 食育基本法

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 (略)

第 11 県民等の役割

県民等は、基本理念にのっとり、木材の利用の意義及び重要性について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて木材の利用に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- ・木材の利用の促進に当たっては県民や事業者の自発的な取組が重要であることから、「県民等の役割」規定を設けることとし、「木材の利用の意義及び重要性についての理解」、「日常生活及び事業活動を通じての積極的な木材の利用」及び「県の施策への協力」を規定することとしている。
- ・対象とする「県民等」としては、県民と、個別に役割規定を設けている関係事業者を除く事業者を考えている。
- ・「木材の利用の意義及び重要性」については、前文等で示した森林の有する多面的機能の発揮等の木材の利用の意義や、木材の利用が求められるSDGs等の国際的潮流、三重県における木の文化の重要性等の内容を想定している。

【検討事項】

- ・「県民等の役割」規定の内容は、たたき台で挙げているものでよいか。他に加えるべき内容はあるか。
- ・県民等が理解を深める内容は「木材の利用の意義及び重要性」でよいか。あるいは、「愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例」のように、より具体的な内容とするか。

(参考)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(県民等の役割)

第 10 条 県民（第 2 条第 5 号に規定する者を除く。）及び事業者（第 2 条第 6 号から第 8 号までに規定する者を除く。）（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、県産木材等を利用する意義及び重要性について理解を深め、日常生活及び事業活動を通じて県産木材等の利用に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○ 愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例

(県民等の役割)

第 11 条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、木材の供給及び利用の促進が本県経済の活性化及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資することについての理解並びにその日常生活及び事業活動を通じて、県産木材及び県産木材製品の利用の促進に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第12 公共建築物等木材利用方針

- ① 知事は、木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公共建築物等木材利用方針を定めるものとする。この場合において、公共建築物等木材利用方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項に規定する県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針として定めるものとする。
- ② 公共建築物等木材利用方針においては、法第8条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する基本的事項
 - (2) 木材の利用の促進に関する目標（県が整備する公共建築物における木材の利用の目標を除く。）
 - (3) 木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置に関する基本的事項
 - (4) 木材の利用の促進に関する教育、普及啓発等に関する基本的事項
 - (5) その他木材の利用の促進に関し必要な事項
- ③ 知事は、公共建築物等木材利用方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ④ 知事は、毎年一回、公共建築物等木材利用方針に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

【趣旨・考え方】

- ・理念の実現を担保するための規定として、計画・指針の策定を求める委員意見が多くみられたことから、なんらかの計画・指針の策定の規定を設けることとしたいが、その計画・指針としては、新たな計画・指針を設けることも考えられるが、「みえ公共建築物等木材利用方針」や「三重の森林づくり基本計画」という木材の利用の促進に係る既存の計画・指針がある中で新たな計画・指針を設けるのは屋上屋を架すことになりかねないし、執行部の負担を過重にするおそれもあるので、既存の計画・指針を条例に位置付けることが適当ではないかと考えられる。
- ・既存の計画・指針を条例に位置付けることとする場合、「三重の森林づくり基本計画」の内容を拡充させて位置付けるということも考えられるが、同計画は「県産材」に関する施策のみを対象としている一方、県産材以外の木材の利用促進の施策も位置付けることは「三重の森林づくり条例」に基づく施策体系を乱すことになりかねないため、適当ではないと考えられる。
- ・「みえ公共建築物等木材利用方針」については、公共建築物以外の木材の利用の促進に関する施策も加えた上で今回の条例に位置付けるべきという委員意見があったところであり、対象も「木材」全体で、多くの委員が重視する公共建築物における木材の利用について重点的に記載していることから、たたき台では、本方針について、公共建築物における木材の利用以外木材の利用の促進に関する施策も加えた上で条例に位置付けることとしている。
- ・「みえ公共建築物等木材利用方針」は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく方針であるが、同法では「定めることができる」という規定となっており、各都道府県の実情に即して条例で義務化することは、同法の趣旨等

からしても問題ないと考えられる。また、同法で掲げる事項を定めた上で、各都道府県の実情に即した事項を当該方針に加えることとするこゝも、「大は小を兼ねる」という観点から正当化されると考えられる。

- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」で掲げる事項に加えて方針に定めるべき事項としては、住宅等の分野での「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する基本的事項」、施策の検証可能性を確保するために計画・指針で是非定めるべきとの委員意見があった「木材の利用の促進に関する目標¹⁸」、県の責務として規定した事項に基づく「木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置に関する基本的事項」及び「木材の利用の促進に関する教育、普及啓発等に関する基本的事項」、そして、「その他木材の利用の促進に関し必要な事項」を掲げることとしている。
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」では、方針の策定又は変更の公表は努力義務となっているが、議会や県民等に対する透明性を確保するため、方針の策定又は変更の公表を義務化することとしている。
- ・施策の評価や検証ができるようにすることが必要との委員意見があったことや、他県の条例で「施策の実施状況の公表」が位置付けられている例が多いことを踏まえ、「三重の森林づくり条例」の「基本計画」に関する規定を参考¹⁹に、方針に基づく施策の実施状況の公表について規定することとしている。

【検討事項】

- ・計画・指針の策定について規定を設けることでよいか。また、その場合、既存の「みえ公共建築物等木材利用方針」の内容を拡充させる形で条例に位置付けるということによいか。それとも、新たに計画・指針の策定をすることとするか。または、「三重の森林づくり基本計画」の内容を拡充させる形で位置付けることとするか。
- ・公共建築物等木材利用方針の内容を拡充させる場合、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」で掲げる事項に加えて方針に定めるべき事項は、たたき台で挙げたような事項によいか。特に、「木材の利用の促進に関する目標」について規定すべきか。
- ・方針の策定又は変更の公表については、義務化することによいか。
- ・「秋田県木材利用促進条例」のように、方針の策定又は変更に当たって、市町や関係事業者等に意見を聴くなどの措置をとる必要はあるか。
- ・方針に基づく施策の実施状況の公表について規定するということによいか。規定する場合、「議会への報告」を併せて規定することは必要か。
- ・ほかに、方針の実効性を高める等の観点から、規定しておくべき事項はあるか。

¹⁸ ただし、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」で定めるべき事項とされている「県が整備する公共建築物における木材の利用の目標」はここでは除くこととしている。

¹⁹ ただし、「三重の森林づくり条例」では、「議会への報告」も規定されているが、公表されていれば議会として確認することは可能であり、他県の条例で「議会への報告」を併せて規定している例も見当たらないことから、今回のたたき台では「議会への報告」は省いている。

(参考)

○ 秋田県木材利用促進条例

(指針)

第14条 知事は、木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、木材の利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 木材の利用の促進に関する施策の方向
 - 二 木材の利用の促進に必要な技術の開発
 - 三 木材の利用の促進に必要な人材の育成
 - 四 前三号に掲げるもののほか、木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の意見を聴くほか、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

○ 岡山県県産材利用促進条例

(指針の策定)

第7条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を策定するものとする。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 県産材の利用の促進に関する基本的事項
 - 二 県産材の利用に関する目標
 - 三 前二号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、第一項の規定により指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知するものとする。
- 4 知事は、森林、林業、木材産業及び木材の利用を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、並びに県産材の利用の促進に関する施策について自ら行う評価を踏まえ、おおむね5年ごとに指針の見直しを行うこととする。
- 5 第3項の規定は、指針の変更について準用する。

<「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の都道府県方針の規定>

○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

(都道府県方針)

第8条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

三 当該都道府県の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

四 その他当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

<「三重の森林づくり条例」の基本計画の規定>

○ 三重の森林づくり条例

(基本計画)

第11条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

<他県の条例における「施策の実施状況の公表」の例>

○ 秋田県木材利用促進条例

(施策の実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年、木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

第13 体制の整備

- ① 県は、木材の利用の促進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、県、市町、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等及び県民等が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。
- ② 県は、木材の利用の促進に関する施策を部局の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- ・関係者からの意見聴取等で、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の連携が必ずしもとれていないという現状や、県、市町、これらの関係事業者等の間での協議等の場がほとんどないという現状が明らかになった一方、県、市町、関係事業者等の間での連携及び協力が木材の利用を促進するに当たって重要であると考えられ、また、川上から川下まで一体となって木材の利用の促進に取り組むための半公的な場が必要ではないかという委員意見があったことも踏まえ、県が木材の利用の促進に関する取組の円滑かつ効果的な実施のための県、市町、関係事業者等の連携・協力体制の整備について規定することとしている。
- ・また、執行部から聴取等により、木材の利用を県関係部局の連携により一層促進するために「三重県県産材利用推進本部」を設置しているが、なかなか農林水産部を超えた全庁的な取組が十分に広がっていない現状にあることが明らかになった一方で、公共建築物における木材利用等を進めていく上で部局の枠を超えた全庁的な体制を一層整備することが重要であると考えられ、また、「三重県県産材利用推進本部」を条例に位置付けるべきといった委員意見があったことも踏まえ、他県の条例に例はないが、「三重県県産材利用推進本部」の体制強化を見据え、木材の利用の促進に関する施策を部局の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備について規定することとしている。
- ・なお、「三重県県産材利用推進本部」自体を条例に位置付けることについては、「地方自治法」の規定により、県の内部組織の設置は知事の専管事項と解されるので、議員提出条例である今回の条例に位置付けることは法に抵触するおそれがあると考えられる²⁰ので、たたき台では②のような規定にとどめている。

【検討事項】

- ・県、市町、関係事業者等の連携・協力体制の整備について規定を設けることでよいか。また、その場合、その対象としては、たたき台に挙げているものでよいか²¹。
- ・「富山県県産材利用促進条例」のように、「協議会」の設置にまで踏み込む必要はあるか²²。

²⁰ 現に、他の分野のものも含め、本県を含む全国の議員提出条例でそのような組織を位置付けている例は、確認できていない。

²¹ 他県の条例では、連携協力体制の対象として、「県民等」を除いているケースや、「関係事業者」に限定しているケースなどもある。

²² 「協議会」の設置を条例で規定することには、連携・協力体制の整備が確実に図られるというメリットがあるが、硬直的になってしまい執行部が実情に即して柔軟に対応する余地が乏しくなるというデメリットがあると考えられる。

- ・「新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例」のように、「連携」及び「協力」に加えて、「意見交換」という要素も加える必要はあるか²³。
- ・「三重県県産材利用推進本部」の体制強化を見据えた部局の枠を超えた推進体制の整備について規定を設けることでよいか。
- ・体制の整備を規定する場合、努力義務でよいか。それとも、「新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例」のように、「するものとする」といった形で義務の度合いを高める表現とするか。

(参考)

○ 広島県県産木材利用促進条例

(体制の整備)

第 18 条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。

○ 新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例

(連携協力体制の整備)

第 18 条 県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

<「協議会」の設置を規定している例>

○ 富山県県産材利用促進条例

(県産材の利用の促進に関する協議会)

第 9 条 県は、県産材の利用の促進に関する取組の効果的かつ円滑な実施を図るため、関係事業者の組織する団体、関係機関その他の関係者（次項において「関係団体等」という。）により構成される協議会を組織する。

2 前項の協議会は、関係団体等が相互の連絡を図ることにより、県産材の利用の促進に関する課題について情報を共有し、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、県産材の利用の促進について協議を行うものとする。

<地方公共団体の内部組織の設置についての「地方自治法」の規定>

○ 地方自治法

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

② (略)

²³ 「意見交換」という要素を加えると、実質上「協議会」のようなものが想定されることとなり、執行部が実情に即して柔軟に対応する余地が乏しくなるおそれがあると考えられる。

<「部局の枠を超えて」という表現の参考とした立法例>

○ 中央省庁等改革基本法
(政策評価等)

第 158 条 政府は、第四条第六号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、府省の枠を超えて政策評価を行う機能を強化すること。

三 (略)

第14 財政上の措置

県は、木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨・考え方】

- ・ 今回の条例を必要な予算の確保につなげていきたいという委員意見があったことを踏まえ、財政上の措置について規定することとしている。
- ・ 一方で、知事の予算調製権に配慮するという観点から、「三重の森林づくり条例」と同様に、努力義務にとどめることとしている。

【検討事項】

- ・ 財政上の措置について規定を設けるといふことでよいか。
- ・ 財政上の措置を規定する場合、努力義務でよいか。それとも、「講ずるものとする」といった形で義務の度合いを高める表現とするか²⁴。

(参考)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(財政上の措置)

第20条 県は、県産木材等の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 林業県ぐんま県産木材利用促進条例

(財政上の措置)

第18条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

<「三重の森林づくり条例」における「財政上の措置」規定>

○ 三重の森林づくり条例

(財政上の措置)

第21条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

²⁴ ただし、これまでの議員提出条例における「財政上の措置」規定は全て努力義務となっている。一方で、議員提出条例である他県の条例では、「林業県ぐんま県産木材利用促進条例」の「財政上の措置」規定のみが、「講ずるものとする。」となっている。